第七十二条第一項第一号を次のように改める。

一　適格金融資産担保が債券である場合　適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等	残存期間	ボラティリティ調整率		
		特定の発行体の場合（パーセント）	特定の発行体以外の発行体であって証券化エクスポージャーの場合以外の場合（パーセント）	証券化エクスポージャーの場合（パーセント）
信用リスク区分が1―1、2―1、4―1、5―1、6―1若しくは7―1の場合又は第六十七条第三号に該当する場合	一年以下	〇・五	一	二
	一年超五年以下	二	四	八
	五年超	四	八	十六
信用リスク区分が1―2、1―3、2―2、2―3、4―3、5―2、5―3、6―2、6―3、7―2若しくは7―3の場合又は第六十七条第五号の条件を満たす場合	一年以下	一	二	四
	一年超五年以下	三	六	十二
	五年超	六	十二	二十四
信用リスク区分が1―4又は2―3の場合	全ての期間	十五	一	一

（注）　特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

第八十一条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。）」を削る。

第四章に次の一節を加える。

第六節　間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例

（間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例）

第百十七条の二　標準的手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第五十七条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$RWA^{*}=RWA\times\sqrt{}$（Tm/10）

RWA^{*}は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第五十七条の四第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネッティング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

第百二十四条第一項中「すべて」を「全て」に、「ついて内部格付手法」を「ついて、内部格付手法」に改める。

第百三十条第二号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

四　第六章の三に定めるところにより算出した第二十六条第一項第三号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

第百三十五条に次の一項を加える。

6　内部格付手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合であって、当該EADの算出に当たって第五十七条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出したEAD（当該エクスポージャーに係るものに限る。）に次の掛け目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることができる。

掛け目＝$\sqrt{}$（Tm／10）

Tmは、第五十七条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セット　二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット　十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット　五営業日」と読み替えるものとする。

第百四十三条に次の一項を加える。

6　第百三十五条第六項の規定は、リテール向けエクスポージャーであって、内部格付手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。

第二百四十八条の二第一項中「清算機関等」を「次の各号に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　中央清算機関

二　銀行持株会社が適格中央清算機関の間接清算参加者である場合であって、次に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者

イ　間接清算参加者のトレード・エクスポージャーについて、次に掲げる場合における間接清算参加者の損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていること。

(1)　直接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合

(2)　他の間接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合

ロ　間接清算参加者がその適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を委託している直接清算参加者が債務不履行又は支払不能により適格中央清算機関の清算参加者としての資格を失った場合においても、間接清算参加者が追加的な負担をすることなく他の直接清算参加者又は適格中央清算機関と当該トレード・エクスポージャーに関する契約を継続又は承継するための枠組みが存在していること。

三　資金清算機関等

第二百四十八条の二第二項中「清算機関等」を「次の各号に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　中央清算機関

二　銀行持株会社が中央清算機関の間接清算参加者である場合であって、前項第二号に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者

三　資金清算機関等